

京都市訓令甲第41号

消 防 局

京都市消防局長専決規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市長 梶 本 頼 兼

第3条第66号中「規定する事項」を「掲げる専決事項」に改め、「係る」の右に「政策及び重要な」を加え、同号を同条第67号とし、同条第1号から同条第65号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 予算の流用及び移用に関すること。

第7条第1項中「防災対策室長」を「防災危機管理室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)